

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年1月23日 (第2回)
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	東御市 202193
地域名 (地域内農業集落名)	祢津地区 (新張、横堰、奈良原、出場、金井、新屋、東町、西宮、滝の沢、姫子沢)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	435 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	404 ha
② 田の面積	205 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	230 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.45 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	22 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

祢津地域の対象農地は合計435haであり、内訳は田205ha、畑230haとなっている。

・新張地区(新張・横堰)

水田農地は、既存の担い手で集積可能である。山沿いの農地は山林化が進んでいる。

・奈良原・滝の沢地区

畑地は、既存の担い手が一部耕作をしている。しかし、多くの水田農地・畑地は、傾斜地となっており、担い手による集積が困難である。

・御堂地区

担い手による集積・集約が完了している。

・出場・金井地区

出場地区の水田農地は、既存の担い手で集積可能である。金井地区の水田農地は、急傾斜地で水路も古く、構造改善されていないため、大規模な基盤整備等を行わなければ担い手農家への集積は困難である。

・東町・西宮・姫子沢地区

中山間地域等直接支払交付金の対象地である水田農地は、既存の担い手で集積が可能である。しかし、山側の地域は、水田農地・畑地共に形状が悪く、狭小な場所が多い。今後は、担い手が高齢になるとともに後継者不足が課題となっている。

・新屋地区

水田農地、畑地ともに既存の担い手が確保できている。

(全体 283経営体 内訳:法人・組合他19経営体 個人264経営体)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・新屋地区・出場地区・新張地区については、水稻の担い手が確保できており、引き続き担い手への集約を進めていく。
- ・東町地区を中心にワインぶどう農家が参入してきており、今後も担い手不在の農地や遊休地の活用を促していく。
- ・山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。
- ・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出るよう集約化を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

計画区域においては、担い手の意向を踏まえながら圃場の集積・集約を図っていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	64	%	将来の目標とする集積率	67	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手を中心に集積面積の拡大に向けた話し合いを継続していく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

地域のニーズを踏まえた基盤整備(農道や水路の補修・面整備)に取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や信州うえだ農業協同組合等と連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

信州うえだ農業協同組合の受託部会による農作業委託が行われている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

鳥獣害被害により耕作が困難な地域が出てきている。市の補助金を活用し電気柵・防除柵設置を進めていく。

②有機・減農薬・減肥料

有機JASに取り組む担い手がいる。

③スマート農業

水田農地において、農業用ドローンを用いて農薬散布している。

⑤果樹等

祢津御堂地域において約23haのワイン用ぶどう団地が整備された。御堂地域活用構想に基づき、ワイン振興に取り組んでいく。

⑦保全・管理等

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。

⑧農業用施設

祢津地域は、農業法人・イチゴ農家・野菜農家などの担い手が施設栽培に取り組んでいる。

⑨耕畜連携等

水稻の藁を畜産業者が回収し活用する仕組みが出来ている。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙の通り		ha	ha		ha	ha		
計	283経営体		280 ha	1.05 ha		295 ha	1.05 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	信州うえだ農業協同組合受託部会	水稻栽培作業一式	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。